

国立研究開発法人農業環境技術研究所における特別試験研究費の額の認定に関する規程

27農環研第062305号

平成27年6月23日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）において、租税特別措置法施行令第27条の4第6項第1号等※1に規定する特別研究機関等と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）又は特別研究機関等に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）として、租税特別措置法施行規則第20条第9項第1号等※2に規定するところにより、特別試験研究費の額の認定を行う場合の手続きについて定めることを目的とする。

(認定申請書の提出)

第2条 研究所は、特別試験研究費の額の認定を行うときは、申請を行う法人又は個人（以下「申請法人等」という。）から、様式第1～4の認定申請書のうち該当するもの2通の提出を受けるものとする。

2 前項の認定申請書1通には、次の各号に定める書類の添付を受けるものとする。

(1) 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額並びにこれらの試験研究に係る申請法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額（個人の場合は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額）に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び積算内訳を記載した書類

(2) 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

3 第1項の認定は、租税特別措置法第42条の4第3項等※3の適用を受けようとする申請法人等の事業年度（個人の場合は年）終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出された申請について行うものとする。ただし、理事長が認定申請書の提出の遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第3条 理事長は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究又は委託試験研究に係る契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

(内容変更に係る届出及び変更認定書)

第4条 前条の認定書の交付を受けた法人又は個人から、認定書に記載された事項又は第2条第2項(1)及び(2)掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人又は個人に交付するものとする。

(認定の取り消し)

第5条 理事長は、第3条の認定を受けた法人又は個人が第2条の規定による申請若しくは前条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い、又は同条の規定による変更の届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

附 則

この規程は平成27年7月1日から施行する。

#### 【関係条文】

- ※1 租税特別措置法施行令第27条の4第6項第1号(単体法人との共同試験研究)
  - 第39条の39第5項(連結法人との共同試験研究)
  - 第5条の3第9項第1号(個人との共同試験研究)
  - 第27条の4第6項第5号(単体法人との委託試験研究)
  - 第39条の39第5項(連結法人との委託試験研究)
  - 第5条の3第9項第5号(個人との委託試験研究)
  
- ※2 租税特別措置法施行規則第20条第9項第1号(単体法人との共同試験研究)
  - 第22条の23第9項第1号(連結法人との共同試験研究)
  - 第5条の6第7項第1号(個人との共同試験研究)
  - 第20条第9項第2号(単体法人との委託試験研究)
  - 第22条の23第9項第2号(連結法人との委託試験研究)
  - 第5条の6第7項第2号(個人との委託試験研究)
  
- ※3 租税特別措置法第42条の4第3項(単体法人の特別試験研究費の控除)
  - 第68条の9第3項(連結法人の特別試験研究費の控除)
  - 第10条第3項(個人の特別試験研究費の控除)



特別試験研究費認定申請書様式 (個人の共同試験研究)

国立研究開発法人農業環境技術研究所  
理事長 宮下 清貴 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_ (印)

当該試験研究は、国立研究開発法人と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 当該共同試験研究の課題
2. 当該共同試験研究の実施期間
3. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
4. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第1号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 \_\_\_\_\_ 円  
国立研究開発法人農業環境技術研究所  
理事長 宮下 清貴 \_\_\_\_\_ (印)

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、特別試験研究機関において記入する。



特別試験研究費認定申請書様式（個人の委託試験研究）

国立研究開発法人農業環境技術研究所  
理事長 宮下 清貴 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩

当該試験研究は、国立研究開発法人に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第12項第5号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 当該委託試験研究の課題
2. 当該委託試験研究の実施期間
3. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
4. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第2号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 \_\_\_\_\_ 円  
国立研究開発法人農業環境技術研究所  
理事長 宮下 清貴 \_\_\_\_\_ ⑩

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、特別試験研究機関において記入する。